

令和 8 年度三郷町 DX 推進支援及び ICT アドバイザー業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、三郷町（以下「本町」という。）が、三郷町 DX 推進支援及び ICT アドバイザー業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、ICT 分野における専門的かつ高度な知見・ノウハウを有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めることを目的とします。

2. 対象案件名

令和 8 年度 三郷町 DX 推進支援及び ICT アドバイザー業務

3. 実施場所

三郷町役場 内

4. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 案件内容

本案件の業務内容は、別紙「仕様書」のとおりとします。

6. 契約上限額

提案上限額は 2,272,700 円以内（消費税及び地方消費税を除く）とします。

7. 問い合わせ先

三郷町総務部まちづくり推進課

住所：奈良県生駒郡三郷町勢野西 1 丁目 1 番 1 号

TEL：0745-43-7313

FAX：0745-73-6334

8. 応募資格要件

本プロポーザル参加者は、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 三郷町暴力団排除条例に基づく入札参加除外の措置要件に該当しない者であること。
- (4) 地方自治体において業務改革または窓口改革支援業務の実績を有し、過去 5 年間に完了している契約履行実績があること。
- (5) プロジェクトリーダーが以下のいずれかの資格を有する者。
 - ・米国プロジェクトマネジメント協会 P M I 日本支部が実施する「P M P」
 - ・特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会が実施する「I T コーディネータ」
 - ・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する高度試験（「プロジェクトマネージャ」又は「情報処理安全確保支援士」又は「システム監査技術者」）
- (6) 経営不振の状態（会社更生法、民事再生法等の適用等）に該当しないこと。
- (7) 国税及び地方税に未納がないこと。

9. 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和 8 年 7 月 2 7 日（月）～ 8 月 2 7 日（木）

(2) 配布場所

三郷町ホームページ（<https://www.town.sango.nara.jp>）からダウンロード可能。

10. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間：令和 8 年 8 月 1 7 日（月）正午まで

(2) 提出方法：電子申請にて行うこと。

(3) 回答日：令和 8 年 8 月 2 0 日（木）

(4) 回答方法：電子申請フォームに記載のメールアドレス宛に回答します。

11. 参加申込書等に関する書類の作成及び提出

(1) 参加申込書類（提出部数：各 1 部）

- ① プロポーザル参加表明書（様式 2）
- ② 企画提案提出書（様式 3）
- ③ 事業者概要資料（任意様式）
- ④ 同種業務の実績（様式 4）
- ⑤ 同種業務の実績がわかる資料（契約書の写し、仕様書等）
- ⑥ プロジェクトリーダー調書（様式 5）
- ⑦ 応募資格要件に記載している資格の写し
- ⑧ 見積書（任意様式）
 - ・宛先は「三郷町長 木谷 慎一郎」にしてください。
 - ・提案上限額以内で作成してください。
 - ・案件名を記載ください。
 - ・業務の合計金額（消費税を除く）を記載してください。
 - ・各業務内容の内訳についても記載してください。
 - ・見積書に会社名、所在地、代表者の氏名を記載、事業者印または代表者印を押印し、封入した上で提出してください。
- ⑨ 納税証明書の写し（発行してから 3 か月以内のもの）、税務署様式その 3 の 3、その 3 の 2

※企画提案書については、「12. 企画提案書の作成要領」を参考に作成し、提出のこと

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和 8 年 8 月 27 日（木）正午まで
- ② 提出方法：持参または郵送
 - ※郵送の場合、期限までに必着のこと
- ③ 提出先：三郷町役場 総務部まちづくり推進課

12. 企画提案書の作成要領

(1) 提案書について

- ① 正本 1 部と電子データ（CD 等）を納品すること。
- ② 提案書は 30 ページ以内とする。提案内容を正確かつ簡潔に記載すること。
- ③ 企画提案書に要する費用は、全て参加者の負担とします。
- ④ 提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて町から疑義事項の照会を行うことがあります。
- ⑤ 企画提案書の取扱い
 - ・提出された企画提案書等の著作権は、本町に帰属するものとします。
 - ・企画提案書等提出後における当該企画提案書等の内容の追加又は変更は原則として認めません。
 - ・提出された企画提案書等の返却は行わないものとします。
 - ・提出された企画提案書等は、審査等の過程において複製することがあります。

- ・提出された企画提案書等は、参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として公開しないものとします。

(2) 提案書記載項目

以下項目を記載してください。

- ①会社概要、体制：会社概要、実施体制、プロジェクトリーダーの業務経歴書等
- ②業務スケジュール：仕様書「1.3 業務目的」及び「3. 業務内容」をふまえ研修及び ICT アドバイザー業務が円滑かつ最適に遂行できるよう本業務の支援スケジュールを提案すること。
- ③提案ポイント：本業務を推進する上での基本方針や考え方を記載すること
- ④検討手法等：仕様書「3. 業務内容」をふまえて本業務の具体的な検討手法や推進方法アピールポイント等を記載すること。
- ⑤その他、追加提案等：その他、本町に有益となる内容や追加提案等があれば提案すること。ただし、提案事項は本要領 6 の提案上限額の範囲内で実施可能なものとする。

(3) 提出期限等

「11. 参加申込書に関する書類の作成及び提出 (2) 提出期限等」と同様とする。

13. 審査方法

本プロポーザルの審査は、以下のとおりとします。

(1) 審査（書類審査及びプレゼンテーション）

本プロポーザルの選定委員会において、評価基準に基づき、提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの審査により、優先交渉権者として選定します。

ただし、参加者が 5 者を超えた場合、書類による 1 次審査を行い、1 次審査で高い評価を得た参加者（2 者程度）を対象にプレゼンテーション審査による 2 次審査を行います。

※プレゼンテーション実施日：令和 8 年 8 月 31 日（月）午後または

9 月 4 日（金）午後予定

※プレゼンテーションの時間は、原則として 30 分以内とし、その後 10 分程度の質疑時間を設けます。

※プレゼンテーションにおいて使用するプロジェクター、パソコン等は参加者において準備してください。スクリーンはこちらで手配します。

※参加者が 1 者の場合でもプレゼンテーション審査を行います。

※プレゼンテーションの実施者について、本業務のプロジェクトリーダーもしくは担当者となります。

(2) 審査結果

令和 8 年 9 月 14 日（月）にホームページで公表予定

14. 提案及び見積の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者は無効とします。

- (1) 応募資格要件を満たさない者
- (2) 所定の期限及び提出先に参加申込書、提案書を提出しない時
- (3) 提案に関連して談合等の不正行為があった時
- (4) 提案書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされている時
- (5) 提出後に見積書の金額等を訂正した時
- (6) プレゼンテーション審査に出席しなかった時
- (7) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、無効とします。
- (8) 上記に掲げるものの他、提出書類に重大な記載不備があり本町が無効であると判断した時

15. 委託契約

- (1) 「13. 審査方法」により選定された者を優先交渉権者とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意した後に委託契約を締結します。なお、当該事業者が提案した内容は、委託仕様書に規定されたものと見なします。

優先交渉権者との協議が調わない場合や、契約締結までに「参加資格要件」に規定するいずれかの要件を満たさなくなった場合又は事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合等においては、次点交渉権者から順に繰り上げて契約に向けての協議を行います。

- (2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

- (3) 契約にあたっての主な留意事項

- ①提案された金額をそのまま委託するものではなく、協議の上、提案の一部を変更もしくは委託料を変更する場合があります。
- ②業務の全部または一部について、本町の承諾なしに他社に再委託することはできません。

16. スケジュール

実施要領等の配布	令和8年7月27日（月） ～8月27日（木）
質問書の提出期限	令和8年8月17日（月）正午まで
質問への回答	令和8年8月20日（木）
参加申込書・企画提案書・見積書等の提出	令和8年8月27日（木）正午まで
プレゼンテーション審査の実施	令和8年8月31日（月）または9月4日（金） 予定
審査結果の公表	令和8年9月14日（月）予定

なお、本業務の説明会は実施しません。

17. その他留意事項

- (1) 提出のあった書類等については返却しません。ただし、不採用となった場合には、本町で定めた保存年限満了後、本町の責において全て処分するものとし、本業務の審査以外では使用しません。
- (2) 提出された書類等は必要に応じて複写します。
- (3) 本プロポーザルの参加者が1者のみの場合、プロポーザルは成立するものとします。ただし、総合点数において満点の5割を超える点数を必要とします。